

【改正後】

商品概要説明書

J A教育資金贈与専用口座

(2023年4月1日現在)

商品名	・ J A教育資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 2013年4月1日～2026年3月31日 ・ 貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法 （省略）	（省略）
払戻方法	（省略）
利息 （省略）	（省略）
手数料	—
付加できる特約事項	（省略）
中途解約	（省略）
貯金保険制度 （公的制度）	（省略）
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	（省略）
その他参考となる 事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aかとり

【改正前】

商品概要説明書

J A教育資金贈与専用口座

(2021年4月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A教育資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期 間 （1）取扱期間 （2）預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年4月1日～2023年3月31日 ・ 貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法 （省略）	（省略）
払戻方法	（省略）
利 息 （省略）	（省略）
手 数 料	—
付加できる特約事項	（省略）
中途解約	（省略）
貯金保険制度 （公的制度）	（省略）
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	（省略）
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aかとり

【改正後】

商品概要説明書

J A結婚子育て資金贈与専用口座

(2023年4月1日現在)

商品名	・ J A結婚子育て資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 2015年4月1日～2025年3月31日 ・ 貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法 （省略）	（省略）
払戻方法	（省略）
利息 （省略）	（省略）
手数料	—
付加できる特約事項	（省略）
中途解約	（省略）
貯金保険制度 （公的制度）	（省略）
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	（省略）
その他参考となる 事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aかとり

【改正前】

商品概要説明書

J A結婚子育て資金贈与専用口座

(2021年4月1日現在)

商品名	・ J A結婚子育て資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（追加）以上50歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 2015年4月1日～2023年3月31日 ・ 貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法 （省略）	（省略）
払戻方法	（省略）
利息 （省略）	（省略）
手数料	—
付加できる特約事項	（省略）
中途解約	（省略）
貯金保険制度 （公的制度）	（省略）
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	（省略）
その他参考となる 事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aかとり